

令和7年1月10日

第10回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和 6 年度第 10 回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 1 月 10 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 20 分

2. 場 所 玉東町役場 3 階 会議室

3. 出席委員（9 名）

会 長	1 番	山野信也		
会長職務代理者	7 番	鬼塚忠正		
委 員	2 番	永田麻衣	3 番	坂口政文
			4 番	徳山道也
	5 番	清田伸一	8 番	清田 勇
			9 番	前川政樹
	10 番	小山省三		

推進委員 田尻稔男

4. 欠席委員（1 名） 6 番 上田佳子

5. 議事日程

日程第 1	議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第 2	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 3 号 農用地利用集積計画について
日程第 5	議案第 4 号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩川康幸	主事	坂本美桜
------	------	----	------

事務局

ただ今から、令和6年度玉東町農業委員会第10回総会を開会いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

《挨拶》

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は~~全員出席のため~~（9名で過半数を満たしておりますので）、総会が成立していますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。それでは、会長、よろしくお願い致します。

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者は7番鬼塚委員、8番清田勇委員を指名します。また、書記に事務局の坂本主事を指名します。

よろしくお願いします。

議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について

＝1頁、議案第1号について議案書をもとに朗読＝

それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は現在48歳で米・麦を14ha、果樹を3ha、家族で経営されており、今回、規模拡大のため申請地を買い受けるため申請をされるものです。

申請地につきましては、4ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

7番 鬼塚委員

売買に関しては問題ないと思いますが、譲受人の父が耕作されている農地の管理が悪い。皆さんが迷惑を被っている。どうにかならないかと思っております。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 田尻委員

ちゃんと管理をされていますが、ほかの農地については管理をされていない。田植えをされたら1回しか草刈りをされていない。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

3番 坂口委員

私の知り合いもこの方の所有農地の管理が出来ていないとよく聞きます。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号は、承認されました。

続きまして、日程第3、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について
＝2頁、議案第3号について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、熊本市にお住まいで妻所有のアパートが玉東にあり現在使用しているアパートの駐車場が利用できなくなるために今回申請されるものです。

申請地につきましては、5ページをご覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
坂口委員

2番 坂口委員

現状は米を作っておられます。水路が隣接しておりますので造成中に崩れることのないようお願いはしており、そのほかは特に問題ありません。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。皆様からの質疑はありませんか。

7番 鬼塚委員

譲受人の方はどういう職種の方ですか。

事務局

法人の会社を経営されております。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第2号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第2号は、承認されました。

続きまして、日程第4、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

6ページです。(朗読)

7ページです。議案第3号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和6年12月18日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

8ページをご覧ください。(総括表の説明)

9ページをご覧ください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち、新規の利用権設定の賃借権が4件です。面積は、田が12筆で18,789㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、ご提案しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長

無いようですので、議案第3号、農用地利用集積計画の決定については(案)のとおり決定いたします。

議長

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

農地利用最適化推進委員の候補者について

議長

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第10回総会を閉会いたします。

閉会 午後2時20分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和7年1月10日

玉東町農業委員会会長

⑤

6番委員

⑤

7番委員

⑤